

市制施行10周年劇場用映画「種まく旅人3（仮題）」製作に係る赤磐市の
製作協力の調査に関する決議案

平成27年9月29日

赤磐市議会議長 金谷文則 様

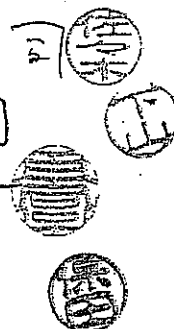
提出者 赤磐市議会議員

賛成者 同

賛成者 同

賛成者 同

佐々木 雄司
下山 哲司
小田 百合子
保田 守



このことについて、下記の通り決議案を提出します。

記

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条第1項の規定により、市制施行10周年劇場用映画「種まく旅人3（仮題）」（以下「映画」という）に係る製作協力の調査に関して、次の事項について調査を行うものとする。

- (1) 赤磐市、株式会社エネットおよび株式会社松竹撮影所間の平成26年6月2日付けの「協定書」の締結経緯
- (2) 赤磐市、株式会社エネットおよび株式会社松竹撮影所間の平成26年6月2日付けの「映画製作に係る製作協力に関する覚書」の締結経緯
- (3) 映画製作のための協賛会社の募集、協賛金の収集および管理の現状
- (4) 協賛金の収集および管理を行っている本市職員と協賛会社に本市の指名業者が含まれていることの有無、有とすればその数、会社名、協賛金の額等
- (5) その他、本市の映画の管理監督者ならびにその責任に関する事項

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条および赤磐市議会委員会条例第6条の規定により、委員7人からなる映画製作に係る製作協力に関する調査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期間

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで、閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に係る経費は、本年度において80万円以内とする。